

公立大学法人和歌山県立医科大学中期目標

平成18年 6 月 29 日 策 定

平成19年 9 月 28 日 一部変更

目次

法人の基本的な目標

- 第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織
 - 1 中期目標の期間
 - 2 教育研究上の基本組織

- 第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
 - 1 教育に関する目標
 - 2 研究に関する目標
 - 3 附属病院に関する目標
 - 4 地域貢献に関する目標
 - 5 産学官の連携に関する目標
 - 6 国際交流に関する目標

- 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 - 1 運営体制の改善に関する目標
 - 2 教育研究組織の見直しに関する目標
 - 3 人事の適正化に関する目標
 - 4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 第 4 財務内容の改善に関する目標
 - 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
 - 2 経費の抑制に関する目標
 - 3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 第 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標
 - 1 評価の充実に関する目標
 - 2 情報公開等の推進に関する目標

- 第 6 その他業務運営に関する重要目標
 - 1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標
 - 2 安全管理に関する目標
 - 3 基本的人権の尊重に関する目標

法人の基本的な目標

和歌山県立医科大学は、医学及び保健看護学に関する学術の中心として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実などの県民の期待に応えることによって、地域の発展に貢献し、人類の健康福祉の向上に寄与する。

この目的を果たすため、特に以下の事項について重点的に取り組む。

- (1) 高等教育及び学術研究の水準の向上に資する。
- (2) 高度で専門的かつ総合的な能力のある人材の育成を行う。
- (3) 学生の修学環境の充実を図る。
- (4) 高度で先進的な医療を提供する。
- (5) 地域の保健医療の発展に寄与する活動を行う。
- (6) 地域に生涯学習の機会を提供する。
- (7) 地域社会との連携及び産学官の連携を行う。
- (8) 人類の健康福祉の向上に寄与するための活動を行う。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成24年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科及び専攻科を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果

ア 学部教育

- (ア) 幅広い教養、豊かな思考力と創造性を涵養し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成する。
- (イ) 医学又は保健看護学を中心とする高度で専門的かつ総合的な能力を身につけた人材を育成する。
- (ウ) コミュニケーション能力及びリーダーシップを備えた協調性の高い人材を育成する。
- (エ) 地域医療及び健康福祉の向上に寄与するとともに、国際的にも活躍できる人材を育成する。

イ 大学院教育

- (ア) 修士課程については、専攻分野における研究能力に加え、高度専門職を担うために必要な能力及び学識を備えた人材を育成する。
- (イ) 博士課程については、自立した研究活動又は高度な専門性が求められる社会での活躍に必要な研究能力、基礎となる豊かな学識を備えた人材を育成する。また、国内外で高い評価を受ける指導的研究者を育成する。

ウ 専攻科教育

幅広い教養、豊かな思考力と創造性のもとに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成する。

(2) 教育内容等

ア 学部教育

- (ア) 入学者受入れ及び入学者選抜

- a 入学者選抜方法の工夫及び改善を図り、優秀な人材の確保に努める。
- b 地域の高等学校との連携の下に、多様な人材の獲得に努める。

(イ) 教育課程

- a 卒業までに学生が到達すべき教育目標を明確にし、カリキュラム全体の改善に努める。
- b 医療現場での実習の充実を図り、地域医療等について理解と関心を深めるための教育を推進する。

(ウ) 教育方法

- a 幅広い教養、豊かな人間性及び思考力・創造力を形成するため、教養教育と人間教育を充実する。
- b 学生が主体的かつ意欲的に学習でき、知的好奇心、科学的探求心及び問題解決能力を育む教育方法を採用する。
- c 医療に従事する者（以下「医療従事者」という。）として適切なコミュニケーション能力、患者の人権に配慮できる倫理観育成のための教育を充実する。

(エ) 成績評価

各授業科目の学習目標、目標達成のための授業の方法・計画及び成績評価基準を明確にし、厳正な成績評価を実施する。

(オ) 卒業教育との連携

個々の学生が卒業教育へ円滑に移行できるように、学部教育と卒業教育の連携を図る。

イ 大学院教育

(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜

本学卒業生のみならず、広く門戸を開き、人材の確保に努める。

(イ) 教育課程

- a 地域に根ざした大学院づくりを目指し、専門知識を有し、幅広く医療関連分野で活躍する高度専門職業人又は医学の発展や社会福祉の向上を目指す研究者を育成する教育を行う。
- b 修士課程については、目的・役割を明確化し、研究者や高度専門職業人育成等に対応した教育を行う。
- c 博士課程については、地域医療に対する貢献を中心に据え、高度先進的な教育を行う。また、関連分野の統合や広領域化を図り、基礎医学と臨床医学の連携による医学研究を推進する。

(ウ) 教育方法

- a 個性ある独創的な研究や共通性の高い研究の情報公開を推進し、多方面からの協力助言が得られる体制を構築する。
- b 大学院独自の教育研究の指導方法の改善を促進する。

(エ) 成績評価

研究活動及び専門能力を評価する体制を構築し、厳正な評価を実施する。

ウ 専攻科教育

(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜

入学者受入れの基本方針を明確にし、それに応じた入学者選抜を実施する。

(イ) 教育課程・方法

教育目標等に基づいた効果的・系統的なカリキュラムの編成及び教育方法による教育を行う。

(ウ) 成績評価

各授業科目の学習目標、目標達成のための授業の方法・計画及び成績評価基準を明確にし、厳正な成績評価を実施する。

(3) 教育の実施体制等

ア 教育実施体制

教育に関する目標を実現するため、教職員を適切に配置し、組織的な教育実施体制を整備する。

イ 教育環境の整備

教育研究活動における施策を踏まえ、必要な施設・設備、図書、資料等の計画的な整備及び充実に努める。

ウ 教育の質の改善

(ア) 個々の教員が実施する教育の内容及び方法を改善し、向上させるための組織的な研究・研修等の実施に努める。

(イ) 教育の質の向上を図るため、大学の組織的な教育活動及び個々の教員の教育活動に対する評価を継続的に行う。

(4) 学生への支援

ア 学習支援体制の整備

学生一人ひとりの学習意欲の向上を図るため、学習支援体制を整備する。

イ 生活支援体制の整備

学生が心身の悩みや生活全般の問題に対して気軽に相談することができ、安心して学生生活を送ることができる支援体制を整備する。

ウ 留学生支援体制の整備

留学生が安心して教育研究活動を行うことができる支援体制を整備する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等

ア 目指すべき研究の方向と研究水準

(ア) 地域医療に貢献する研究を推進し、人々の健康福祉の向上に寄与する。

(イ) 独創性に富み国際的に高く評価される研究水準を目指し、基礎医学及び臨床医学の連携による、先端的で学際的かつ学融合的な分野の研究を推進する。

イ 成果の社会への還元

大学の研究成果を広く社会に発信し、県民の健康福祉の向上に寄与するとともに、産業界、NPOその他の民間団体等における応用を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備

ア 研究体制

独創性が高く、社会的要請の高い研究に即応できる研究者の確保や配置並びに組織的な研究ができる体制を目指す。

イ 研究環境

多様な研究者が、それぞれの能力を十分発揮するために必要な研究環境の

整備に努める。

ウ 研究の質の向上

(ア) 個々の研究者が行う研究のほか、知的な成果の結集を図り目標を定めて行う組織的な研究を推進する。

(イ) 研究者がより意欲的に研究に取り組むことができるような評価制度を検討し、実施する。

エ 研究資金の獲得及び配分

競争的研究費及び外部資金の獲得に努め、適正な資金配分に努める。

3 附属病院に関する目標

(1) 教育及び研修機能の充実

ア 大学附属病院として、医学部・保健看護学部の学生に、幅広く充実した臨床教育及び実習の場を提供する。

イ 卒後臨床研修及び看護師の卒後教育など附属病院における医療従事者への研修・実習の充実に努める。

ウ プライマリケア、地域医療の充実や高齢者医療の充実、介護・福祉との連携などの医療課題への対応に必要な総合診療能力を育成するため、地域の医療機関や福祉施設等（以下「地域の関係施設」という。）とも連携しながら、卒後教育の充実に努める。

（注）プライマリケア：患者との継続した関係を築き、家族と地域の広がりの中なかで診療することに責任を持つ臨床医によって提供される総合的なヘルスケア

エ 地域の関係施設と適切に連携し、及び協力しながら、広く医療従事者に対する研修・実習の機会を提供していく。

(2) 研究の推進

ア 高度医療の推進に対する県民の期待に応え、難治性疾患等の原因解明や新しい診断及び治療の方法の開発等を一層進めるとともに、既存の方法の科学性及び有効性を検証する研究を行う。

イ 質の高い治験を倫理的かつ科学的に適正に実施し、新しい治療法の進展をもたらす。医療や医学の発展に貢献する。

ウ 患者本位の医療のあり方についての研究と医療マネジメント的側面からの研究を推進し、医療の質の向上に努める。

(3) 地域医療への貢献と医療の実践

ア 地域医療の中核機関として高度医療の充実に引き続き努めるとともに、先端医療を実践する。

イ 患者に信頼される患者本位の立場を再確認し、より良質な医療を実践する。

ウ 県行政及び地域の医療機関との連携及び交流により、救急医療、災害医療、へき地医療等の各医療体制の充実に支援する。

(4) 医療安全体制の充実

安全で質の高い医療を提供するための管理体制を確立するとともに、職員の安全管理に対する感性を高める。

(5) 病院運営

ア 病院業務を円滑に実施するための管理運営の在り方について十分検討し、その結果を病院運営に反映させる。

イ 健全な病院経営の確立のため、業務の効率化と財務内容の改善を図る。

(6) 附属病院本院と同紀北分院の役割分担及び連携

ア 附属病院本院における高度医療・専門的診療による医師及び看護師の育成と、附属病院紀北分院における地域医療・総合的診療による医師及び看護師の育成など役割分担のもと相互の連携を図る。

イ 附属病院紀北分院については、高齢者医療、リハビリセンター等の地域特性を踏まえた機能の充実を図る。

4 地域貢献に関する目標

(1) 県行政及び地域の医療機関との連携及び交流により、救急医療、災害医療、へき地医療等の各医療体制の充実を支援するとともに、地域における医師をはじめとする医療従事者の充実に寄与する。

(2) 大学の研究成果を広く社会に発信し、産業界、NPOその他の民間団体等との協力・連携を通じて研究成果の応用を推進する。

(3) 地域に開かれた大学として、広く医療従事者に対する研修・実習の機会を提供する。

(4) 地域住民への生涯学習の機会を提供し、健康福祉の向上への意識高揚に努める。

(5) 医療系大学の特性を活かして、県及び市町村等の行政が実施するプロジェクトに参画する。

5 産学官の連携に関する目標

産学官の連携については、大学の特性を活かし、基本的な理念や方針を明確にし、主体的かつ戦略的に取り組む。

6 国際交流に関する目標

外国の大学や研究機関等との連携及び交流を推進することにより、大学機能の活性化を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 理事長を中心として、機能的かつ効果的な大学運営を実現する。

(2) 県民の健康福祉の向上のため、地域における医師をはじめとする医療従事者の充実に寄与するための全学的な地域医療支援組織を構築する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

学術研究の動向や社会の要請等に適切に対応し、大学の個性化を図るため、大学の教育研究組織については、柔軟かつ機動的に編成する。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 優れた人材を確保するための多様な任用制度の導入及び水準の高い教育・研究・医療を実現するための柔軟な人事システム等を検討する。

(2) 教職員の能力の開発・向上や専門性等の向上に資するため人材育成制度の充実を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

法人における主体的な大学改革の推進や教育・研究・医療など大学機能の一層の充実を図るため、法人経営と教学の双方に精通した高度な専門性を有する事務組織の構築を目指すとともに、効果的かつ効率的な法人経営に努める。

第4 財務内容の改善に関する目標

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
科学研究費補助金、共同研究・受託研究等の外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。
 - 2 経費の抑制に関する目標
予算を効率的に執行するため、財務状況の分析を行い、管理的経費の見直し及び節減に努め、財務内容の向上を図る。
 - 3 資産の運用管理の改善に関する目標
資産状況を把握し、効率的かつ効果的な資産運用を図ることにより経営の向上を図る。
- 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標
- 1 評価の充実に関する目標
自己点検・評価や第三者評価等を行うことにより、大学の教育研究活動の客観性及び透明性を高め、その結果を大学運営の改善と活性化に反映させるとともに、これを公表し、社会への説明責任を果たす。
 - 2 情報公開等の推進に関する目標
 - (1) 県民への説明責任を果たし、県民に一層開かれた大学を目指すため、法人の業務等の状況について、積極的に情報を公開する。
 - (2) 個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱う。
- 第6 その他業務運営に関する重要目標
- 1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標
 - (1) 施設及び設備については、長期的な視点に立ち、教育・研究・医療の各活動における施策を踏まえて必要性を検討し、計画的な整備に努める。附属病院紀北分院については、大学内及び地域医療における役割分担を果たせるよう医療環境の整備を図り、健全な病院経営に努める。
 - (2) 既存の施設及び設備の有効活用を推進するとともに、適正な維持管理に努める。
 - 2 安全管理に関する目標
 - (1) 患者、訪問者、学生、職員及び周辺地域の住民の安全・衛生の確保のため、適正な体制整備を行い、組織を挙げた取組を進める。
 - (2) 天災、人災等不測の事態への対応等多岐にわたる危機管理体制を確立する。
 - 3 基本的人権の尊重に関する目標
基本的人権を尊重した教育研究及び職場の環境を構築するとともに、教育研究や医療に当たっては、常に人権の尊重を念頭においた取組を行う。さらに、法人は、人権に関わりの深い業務を担っていることから、職員に対する研修を行うとともに、県民に対しても必要な情報の発信に努める。

別表（学部、研究科、専攻科）

学部	医学部 保健看護学部
研究科	医学研究科 保健看護学研究科

専攻科

助産学専攻科